

これまでの歩み

- 昭和 62(1987)年
人権尊重都市宣言
- 平成 6(1994)年
鳥取市部落差別をはじめとする
あらゆる差別をなくする条例
施行 ※平成 23 年廃止
- 平成 19(2007)年
鳥取市人権施策基本方針 策定
- 平成 23(2011)年
鳥取市差別のない人権尊重の
社会づくり条例 施行

近年、全国的に社会意識や道徳心、さらに人権の尊重精神等に大きな変化が生じ社会的な課題となっている。

鳥取市は、市民憲章の精神を基調に豊かな市民性の涵養に鋭意配慮してきたところであるが、二十一世紀を展望する今こそ、日本国憲法に示す人類普遍の原理である人間の自由、平等、幸福を求める権利等の基本的人権の尊重について、市民全体の目標とし、一人ひとりのためめ努力と叡智によってその実現をめざし、信頼し合い、住みよい明るい都市の建設に邁進するため、鳥取市を「人権尊重都市」とする。

人権尊重都市宣言

(昭和62年6月22日制定)

人権尊重都市鳥取市の 実現をめざして

「鳥取市人権施策基本方針」第3次改訂 (令和6年4月施行)

鳥取市人権施策基本方針は、鳥取市の人権施策の基本的な考え方や方向性を示すもので、人権尊重の視点に立った施策を推進していく指針です。

※「人権施策」とは、すべての市民が人間らしく生きる権利を保障するための施策の総称です。あらゆる人権侵害をなくすために取り組む施策のことをいいます。

人権相談・人権啓発

鳥取市人権交流プラザ

ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

鳥取市中央人権福祉センター

電話 0857-24-8241
FAX 0857-24-8067
E-mail: jin-chuo@city.tottori.lg.jp

公益財団法人鳥取市人権情報センター

電話 0857-24-3125
FAX 0857-24-3444
E-mail: info@tottori-jinken-joho-center.or.jp

※いずれの窓口も電話、面談相談は平日8:30～17:15です。

鳥取市人権交流プラザ (住所: 鳥取市幸町 151)



鳥取市人権交流プラザ

鳥取市役所本庁舎 (住所: 鳥取市幸町 71)

「鳥取市人権施策基本方針」に関するお問い合わせ

鳥取市総務部人権政策局人権推進課

(鳥取市役所本庁舎 4階 43番窓口)
電話 0857-30-8071 FAX 0857-20-3945
E-mail: jinken@city.tottori.lg.jp

令和6(2024)年3月
鳥取市・(公財)鳥取市人権情報センター

めざす社会

鳥取市に、暮らし、働き、学び、集うすべての人の人権が尊重される社会

(鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例の理念を反映)

基本理念と基本的施策

一人ひとりの人権が大切にされ、互いの人権を尊重し、 誰もが自分らしく暮らすことのできる地域共生のまちづくり

(鳥取市人権尊重都市宣言、鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例、第1次鳥取市総合計画の目標を反映)

人権擁護の推進

- ① 多様で複雑化する生活課題に応じた相談支援、多機関連携による包括的な支援体制の強化
- ② 県や警察、法務局など関係機関と密接に連携し、役割分担による総合的な支援体制の強化

人権意識の高揚を図る取組

- ① 市民や事業者、鳥取市人権情報センターと連携した啓発や人権活動の推進
- ② 「学校人権教育推進プラン」に基づく教育の取組
- ③ 地域・職場における人権啓発を推進する人材の育成

地域共生社会に向けた取組

- ① 誰一人取り残さない地域共生のまちづくりの推進
- ② 社会的孤独・孤立の解消
・孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの充実
・つながりサポーターの養成
・相談支援包括化推進会議による個別支援

さまざまな人権問題への取組

※鳥取市は、市民、事業者の皆様と協働・連携して、さまざまな人権問題に取り組みます。

分野別施策と主な取組内容

同和問題（部落差別）

- 部落差別の解消を図るため、県や法務局と連携し、地域や企業、関係団体と教育・啓発を進めます。
- 差別を受けた被害者に寄り添いながら、自立に向けた支援や心理的ケアを行います。
- インターネット上の人権侵害など社会的状況の変化に応じ、ルールやマナーに対する正しい理解が広がるよう取組を進めます。

障がいのある人の人権問題

- 理想とする暮らしが実現できるよう自ら意思を決定することや本人の自己決定を尊重する観点から必要な自己決定支援を行い、共生社会の実現を図ります。
- 障がいへの理解や障がいの社会モデルの考え方の普及とともに、不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供に取り組みます。

高齢者の人権問題

- 高齢者が社会参加しやすい環境をつくり自己実現を支援するとともに、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう地域で高齢者を支えるネットワークづくりに取り組みます。
- 認知症に関する正しい理解や認識を深め、地域共生社会の実現を図ります。

病気にかかわる人の人権問題

- 病気に対する偏見や誤解がうまれないよう、市民への情報提供を正確・迅速に行うとともに相談を受け付けます。
- ハンセン病回復者やその家族が、地域社会から孤立することなく生活できるよう、差別や偏見の解消を図るため教育・啓発に取り組みます。

アイヌの人々の人権問題

- アイヌの歴史や文化に対する理解と認識を深めるとともに、アイヌの人々への偏見や差別意識の解消をめざし、関係機関と協力し、教育・啓発を推進します。

男女共同参画に関する人権問題

- 男女共同参画社会の推進を図る教育・啓発に取り組みるとともに、市民の自主的な活動を支援します。
- 地域や職場における女性の活躍を推進するよう、ワーク・ライフ・バランスの取組や政策決定への女性の参画を進めます。
- 女性の視点を取り入れた避難所運営など、防災の取組を進めます。

子どもの人権問題

- 児童虐待の未然防止や早期発見、ヤングケアラーの把握を進めるため、相談窓口の充実と情報提供を図るとともに、学校や関係機関と連携し必要な支援を行います。
- 子どもとその保護者に寄り添い、子どもの意見を反映した施策の策定と実施をめざします。

外国人の人権問題

- 教育・啓発を推進し、多文化共生社会の実現をめざします。
- 日常生活の不便を低減する「やさしい日本語」やコミュニケーションツールの活用を進めます。

個人のプライバシーの保護

- 個人のプライバシー保護に関する知識の向上や人権意識を高めるための教育・啓発を推進します。
- 「本人通知制度」について、広く市民への周知に努めます。

刑を終えて出所した人の人権問題

- 罪を犯した人に対する偏見や差別意識の解消に取り組み、教育・啓発を推進します。
- 罪を犯した人が孤立することなく、再び社会を構成する一員となれる地域づくりをめざし、関係機関等と連携・協力し、取組を推進します。

犯罪被害者やその家族又は遺族の人権問題

- 犯罪被害者等が一日も早く平穏な日常生活を取り戻し、安全に安心して暮らすことができるよう、日常生活の支援・住居支援、経済的支援などの総合的支援を行います。
- 犯罪被害者等を社会全体で支援していく意識の醸成と二次的被害の発生を防止するための啓発に努めます。

ハラスメント（職場における）に関する人権問題

- ハラスメント防止について、企業・団体等へ継続的な働きかけをし、正しい認識の普及啓発に努めます。
- 労働局等の関係機関と連携し、相談への対応等に取り組みます。

インターネットにおける人権問題

- 正しく安全な利用方法や犯罪等に巻き込まれた時の対処方法などについて啓発を推進します。
- 悪質な人権侵害に対して市民からの相談を受けるとともに関係機関と連携を進めます。
- インターネットによるトラブルやいじめ等につながる行為を未然に防止するため、学校における情報モラル教育やデジタル・シティズンシップ教育を推進します。

自死にかかわる人の人権問題

- こころの健康に関心を持ち、自死の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図るゲートキーパーを養成します。
- ゲートキーパーの役割を市民一人ひとりが意識することができるよう推進します。
- 自死遺族の自助グループについて市民に周知するとともに活動の支援に努めます。

性的マイノリティの人権問題

- 性的マイノリティの人への差別や偏見が解消され、正しい認識と理解が深まるよう教育・啓発に努めます。
- 当事者の生きづらさや悩みを相談できる相談窓口や当事者同士の交流が図れるコミュニティスペース、居場所をつくることとともにその周知を図り、性の多様性に対応した施策の推進を図ります。

生活困窮者の人権問題

- 「パーソナルサポートセンター」で、相談者に寄り添った包括的、個別的、早期的な支援を行います。
- 行政だけでは把握できない孤独・孤立問題を把握し、支援を必要とする人をスムーズに支援できるよう、「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」で官民連携して取り組みます。

災害時における人権問題

- 「避難行動要支援者支援制度」の周知を通して理解と啓発を行い、自治会や自主防災会などと協力して体制づくりを推進します。
- さまざまな媒体を利用し情報伝達を行うとともに、安心・安全な避難ができるよう体制の整備に努めます。
- 被災者や被災地に対する差別や人権侵害が起きないように教育・啓発に努めます。



☆ 鳥取市人権施策基本方針（第3次改訂）の詳細は、こちらのQRコードからご覧ください。鳥取市公式ホームページからもご覧いただけます。



鳥取市人権施策基本方針 第3次改訂

検索